

令和5年度
第7回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和5年10月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和5年度第7回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和5年10月16日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和5年10月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和5年10月25日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和5年10月25日 13時44分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 16 欠席 2 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
				11	中村一彦	▲
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保 勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司 功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	○	18	三浦美恵子	○
	9	吉田 晃	○	19	立柳 優	○
10	高橋栄光	▲				

議事録署名委員	議席番号 15番	向久保 勉	議席番号 18番	三浦 美恵子
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の 規定により説明のため出 席 した者の職・氏名	職 名		氏 名	
	事務局長		田村 春彦	
	事務局長補佐 兼農業振興係長		立花 浩	
	農地調整係長		佐々木 和査	
	農地調整係主事		高橋 彩斗	
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号10番高橋栄光委員、11番中村一彦委員、それぞれ所用のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は18名中16名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和5年度八幡平市農業委員会第7回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、15番 向久保勉 委員、18番 三浦美恵子 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第7回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをご覧ください。

第7回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり4項目の報告及び連絡、6項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和5年10月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和5年度第7回総会について

3 項目め。農業委員（欠員補充）の募集状況の報告（結果見込報告）について

4 項目め。令和5年度岩手県農業委員会大会の参加者について

以上、4 項目の内容について、事務局から説明を行いました。

なお、関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

次のページの左上、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1 項目め。次回運営委員会の開催時間等について

協議を行った結果、11月9日午前9時00分に決定となりました。

2 項目め。耕作放棄地全体に係る農地・非農地の判定について

内容について協議を行ったところ、同じページの中ほどに記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業委員会議の協議事項で、事務局より説明を行う事としております。

3 項目め。地域計画の現況地図について

内容について協議を行ったところ、同じページの下側に記載した通りとなりましたが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で、事務局より説明を行う事としております。

次のページの左上、4 項目め。タブレット研修について

内容について協議を行ったところ、同じページの中ほどに記載した通りとなりましたが、同じく本日の委員合同会議の報告・連絡事項で、事務局より説明を行う事としております。

5 項目め。令和5年度八幡平市に対する意見の提出に対応する委員の人数について

内容について協議を行ったところ、9 ページの上側に記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で、事務局より説明を行う事としております。

6 項目め。先進地視察研修について

内容について協議を行ったところ、10 ページの下側から次のページの上側に記載した通りとなりましたが、改めて本日の委員合同会議の協議事項で、事務局より説明を行う事としております。

なお、関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5 情報提供等となります。

高橋憲一委員より質問が出され事務局が回答を行いました。

続いて立柳会長より質問が出され事務局が回答を行い、併せて運営委員と事務局の間で情報交換が行われました。

運営委員の質問に引続き事務局より、第1回農業委員・推進委員ブロック別研修会の参加についての提案をし、参加について協議を行ったところ同じページの中ほどに記載した通りとなり、農業委員・推進委員の皆様にご通知をいたしたところです。

なお、参加の状況及び研修会の内容について、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で、事務局より説明を行う事としております。

その他の内容については、後ほどご一読をお願いします。

以上、令和5年度第7回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和5年10月25日 運営委員会 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第7回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の12ページをご覧ください。

令和5年9月25日から令和5年10月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から、かた括弧4番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧5番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は10月17日の火曜日でございます。11件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の9番委員吉田晃委員、農業委員の14番委員古川美枝子委員、推進委員の西根南地区の5番委員松村芳明委員、推進委員の松尾地区の5番委員高橋栄悦委員、推進委員の安代地区の5番委員種市幸雄委員の5名でございます。

また、事務局からは田村事務局長と高橋主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和5年9月21日から令和5年10月20日までの間で、あっせんの申出は8件となっております。なお、3番と4番は黒丸標記で現しましたが、逆あっせんで、3番は平笠方面で農地を耕作したい、4番は五百森か山後方面で農地を耕作したいという相談です。

先月熊澤委員から相談にありました、あっせんの申出状況に農地を1筆でもいいから掲載してほしいという件ですが、こちらはあくまでもあっせん申出があったことを一覽で報告しているものなので、内容を知りたい場合は、総会終了後に事務局に相談してくれば、1筆どころか農地台帳や地図を提供することができますので、気軽に相談していただければと思います。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木農地調整係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 3 件です。

申請番号 1：平館第 7 地割 18-77、畑、97 m²を含む 2 筆 182 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 2：古屋敷 25-2、畑、110 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号 3：兄川 176-3、田、312 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理しており、権利取得後も同様に管理予定です。

申請筆別明細は議案下のとおりです。併せて、関係資料の 1 ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 14 番 古川美枝子委員にお願いします。

14 番（古川美枝子委員）

14 番 古川美枝子です。

申請番号 1 番ですが、位置は、西根第一中学校から西へ約 930m の地点です。現況は、野菜が作付されておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は、安代 I.C から北東へ約 4 km の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、JR 兄畑駅から南へ約2 km の地点です。現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

議案第2号ですが、今月の申請は1件にありますが、昨日令和5年10月24日付で、申請者より申請の取下願出がありました。

今回第7回総会の告示後の取下願出となりますので、議案第2号議題として総会資料に記載がありますことをご了承ください。

それでは、議案の4ページと別にお配りしている農地法第4条許可申請書の取下願出書をご覧ください。

まず、当初の申請について説明します。議案の4ページをご覧ください。

申請番号1：大更第34地割391-4、田、364㎡。転用の目的は、賃貸住宅（アパート）の建築です。内容は、賃貸住宅、駐車場が計画されております。なお、賃貸住宅及び駐車場は隣接している宅地にも及んでいるため、施設の概要は、田の面積より大きくなっております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請地は500m以内にJR大更駅がある農地で第3種農地となります。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

なお、ただいまの申請についてですが令和4年10月25日に開催の令和4年度第7回総会において八幡平市農業振興地域整備計画の農用地利用計画の一部変更に係る事前協議を行い、農用地区域からは除外することについて八幡平市長へ意見無しと回答し令和5年4月24日付で、一部変更となっていることを申し添えます。

次に、別にお配りしている農地法第4条許可申請書の取下願出書をご覧ください。

昨日24日付で申請者より取下願出書の提出がありました。

取下理由は記載のとおりですが、読み上げます。

「申請後、書類に不備が生じたため、10月24日事務局へ申し出て来月以降に申請をし直すことになりました。」

今後の流れとしては、総会では「申請があったが（申請があり告示したが）申請者から取下願があり、今回の申請については審議しない」旨を報告し、また申請の取下は、議決案件ではないため、総会での報告をもって、事務局内の決裁により受理するものとします。

なお、本件の処理につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき、事務執行していることを申し添えます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、農地法第4条許可申請書の取下願出書により意見の決定を審議しないこととします。

○議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は2件です。

申請番号1、平館第8地割171、田、1,218㎡を含む2筆 1,907㎡

転用の目的は、賃貸借権設定による資材置き場等が計画されており、3年間の一時転用です。

内容は、資材・残土置場、仮設道路、駐車場等が計画されております。
申請番号 2、西根寺田第 25 地割 164-1、田、1,113 m²を含む 2 筆 2,508 m²
転用の目的は、賃貸借権設定による資材置き場等が計画されており、3 年間の一時転用
です。

内容は、資材・残土置場、仮設道路、駐車場等が計画されております。

関係資料の 2 ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号 1 番は、10ha 以上の一団の農地で第 1 種
農地と判断されます。

例外規定ですが、3 年以内の一時転用にあつては許可が認められております。

申請番号 2 番は、農用地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない農地で第 2 種
農地と判断されます。

例外規定ですが、3 年以内の一時転用にあつては許可が認められております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 14 番 古川美枝子
委員にお願いします。

14 番（古川美枝子委員）

14 番の古川美枝子です。

申請番号 1 番ですが、位置は平館小学校から北東へ約 500m の地点です。現況は、田で保
全されておりました。申請地は、工事現場までの移動時間などを考慮した結果、当該申請
地が適地と判断し、選定したとのことでした。

申請番号 2 番ですが、位置は寺田小学校から北へ約 7.5 k m の地点です。現況は、田で保
全されておりました。申請地は、工事資材の搬出入の効率作業を考慮した結果、当該申請
地が適地と判断し、選定したとのことでした。

今回申請の農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、
土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまい
りました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行
います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。本案に
ついて、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長 (立柳会長)

次に、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをお開きください。今月の申請は5件になります。

関係資料2～3ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：大更第24地割55-2、畑、64㎡です。現況は、隣接地している宅地と一体的に利用されており、宅地化しておりました。

申請番号2：大更第39地割147-4、畑、502㎡です。現況は、住宅が建築されており、宅地化しておりました。

申請番号3：西根寺田第24地割78、田、3,531㎡を含む2筆5,853㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号4：帷子第17地割30-2、畑、584㎡です。現況は、住宅敷地の一部及び進入路、駐車場として利用されており、宅地化しておりました。

申請番号5：松尾寄木第1地割540-1、畑、3,191㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長 (立柳会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号14番 古川美枝子委員にお願いします。

14番 (古川美枝子委員)

14番の古川美枝子です。

申請番号1番ですが、位置は西根中学校から北西へ約300mの地点です。現況は、申請人

の住宅敷地として利用しておりました。申請地は平成元年頃から、土地が狭く、不耕作となり放置していたとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は西根総合支所から北東へ約3.4kmの地点です。現況は、住宅が建築され、宅地として利用しておりました。申請地は昭和59年頃に、亡くなった夫が住宅を建築した際に、境界や地目確認を行わず放置していたとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は寺田小学校から北西へ約2.6kmの地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は平成10年頃から、立地条件が悪く、耕作できずに放置していたとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は西根第一中学校から北東へ約1.3kmの地点です。現況は、住宅敷地の一部及び進入路として利用しておりました。申請地は平成5年頃から、住宅を建築した際に、境界や地目確認を行わず放置していたとのことでした。

申請番号5番ですが、位置は柏台小学校から南東へ約1.5kmの地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は亡くなった父親が、一部自家用野菜の栽培のために、利用していたが平成10年頃から、不耕作となり、放置していたとのことでした。

今回申請の農地も、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木農地調整係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをご覧ください。

今月の申請は43件で、全件新規の中間管理事業での申請です。賃貸借権設定が10件、使用貸借権設定が29件、所有権移転は4件で、そのうち1件は一時貸付によるもので、貸付3年目に所有権移転が行われます。

まずは、中間管理事業での賃貸借権設定です。

申請番号1番～4番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号5番～10番は、西根北地区に係る申請です。

次に、中間管理事業での使用貸借権設定です。

申請番号11番～12番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号13番～30番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号31番～39番は、松尾地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号40番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号41番～43番は、西根北地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の20ページ以降に掲載しておりますので、ご確認願います。各申請とも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第17条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まずは、申請番号2番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律

及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号15番 向久保勉 委員の退席を求めます。

（15番 向久保 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号2番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございません

か。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号2番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号2番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席
番号15
番 向久保勉 委員の着席を求めます。

(15番 向久保 委員 着席確認)

引き続きまして、申請番号41番、42番、43番の審議を行ってまいります。審議に先立
ち、農業
委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号5番 熊
澤威人 委員の退席を求めます。

(5番 熊澤 委員 退席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号41番、42番、43番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論
ごぞい
ませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号41番、42番、43番の案件
について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、

起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号41番、42番、43番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、

議席番号5番 熊澤威人 委員の着席を求めます。

(5番 熊澤 委員 着席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号2番、41番、42番、43番を除く議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号2番、41番、42番、43番を除く議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『令和5年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』

議長（立柳会長）

次に、議案第6号『令和5年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』を議

題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 37 ページをお開き下さい。縦方向の印刷となります。

議案第 6 号について、説明をさせていただきます。

最初に、農業委員会法に関する法律の規程について説明をします。43 ページとなります。

議案第 6 号資料、農業委員会等に関する法律 抜粋 となります。

下線付きで表示をしている第 38 条の規程により、意見の提出を行うものです。

38 ページにお戻りください。

令和 5 年度八幡平市に対する意見書の提出案について、説明をします。

次のページとなります。最初に、意見提出の趣旨となります。

8 月 25 日に開催しました第 5 回農業委員会議において、農業委員の皆様から内容についてご審議をいただいていることから、意見提出の趣旨の読み上げは省略をさせていただきます。

次のページとなります。意見の内容となります。

こちら第 5 回農業委員会議及び、9 月 25 日に開催しました第 6 回農業委員会議において、農業委員の皆様から内容についてご審議をいただいていることから、意見の内容の読み上げは先ほどと同じく、省略をさせていただきます。

また、意見項目の読み上げによりまして、今回の議案提出とさせていただくことを、ご了承ください。

読み上げを行います。

1 経営所得安定対策について

2 中山間地域等の収益力向上支援について

次のページとなります。

3 市農畜産物の P R について

4 親元就農者への支援について

次のページとなります。

5 先端技術を活用した「スマート農業」の推進について

これら 5 項目は、全て昨年度からの継続となります。

次に、新たに追加された新規意見となります。

6 八幡平市単独補助事業の採択要件の変更について

以上、今年度の市に対する意見は 6 項目となります。

なお、ただ今の第 7 回総会で市に対する意見の提出が決定されましたら、11 月に市へ意見書を提出し、要望活動を行うものとなります。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第6号『令和5年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時44分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第7回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年11月24日

会 長 _____

15 番委員 _____

18 番委員 _____

令和5年度 第7回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和5年10月25日（水）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第7回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第6号 令和5年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について
- 5 閉 会